

平成17年(行ウ)第142号不当利得金返還(住民訴訟)請求事件

原告 前田 敬暢

被告 枚方市長 中司 宏

補助参加人 高橋伸介、池上典子、伏見 隆

原告補助参加人「準備書面」

平成18年5月25日

大阪地方裁判所

第7民事部合2A係 御中

原告補助参加人

枚方市議会議員 伏見 隆

頭書事件について、原告補助参加人は、下記のとおり弁論を準備する。

記

1. 被告は、平成18年5月12日付準備書面において、「役職者加算制度の導入」は「基礎額として一定の率を加算する算定方法(加算方式)の採用」であって、「役職手当の加算」ではないと主張し(上記準備書面1、(3))、「原告の言う『本件20%加算部分』の支給は、もとより、期末手当の支給として適法」と述べている(上記準備書面2)。
2. しかしながら、仮に、「本件20%加算部分」(以下、「役職者加算部分」という)が被告の主張するように「役職手当」ではなく、「加算方式による加算部分」であったとしても、その「加算方式の採用」自体が地方自治法(以下、「地自法」という)第204条の2に違反している。以下にその根拠を説明する。
 - (1) 地自法第204条の2「普通地方公共団体はいかなる給与その他の給付も法律又はこれに基く条例に基かすには、これを第203条第1項の職員及び前条第1項の職員に支給することができない」は、給与その他の給付の支給に当たっては、法律に直接根拠を有するか、又は法律の具体的根拠に基

づく条例によって支給する場合に限るものとし、それ以外の一切の給与その他の給付の支給を禁じるものであり、昭和31年に新設された。

(2) このため、枚方市議会議員が受け取ることができるのは、地自法第203条の許容する報酬、費用弁償、期末手当であり、その他の給付を受けることはできない。

(3) さて、平成16年6月30日及び同年12月10日に当時の枚方市議会議員に支給された期末手当の額は次の計算式によって算出される。

$(\text{報酬月額} + \text{報酬月額} \times 0.2) \times 100 \text{ 分の } 210$ (12月は100分の230)
(「枚方市報酬及び費用弁償条例」〔甲第4号証〕第2条3項)

このうちの「報酬月額×0.2」が「役職者加算部分」であり、これは、平成2年の人事院勧告を受けて同年12月に役職者加算制度が枚方市職員に導入される際、議員にも導入され(当初、報酬月額×0.06)、平成3年6月の条例改正で現行の「報酬月額×0.2」となったものである。(枚方市議会議事録(平成3年第2回定例会)〔甲第8号証〕)

(4) ここで、「役職者加算制度の導入」を被告の言う「加算方式の採用」と仮定し、普通地方公共団体の議会の議員(以下、「議員」という)の期末手当に「加算方式」を採用することが地方自治法第204条の2に違反しないかどうかを検討したい。

例えば、地域における民間の賃金水準との均衡を図り、また、その地域における物価、生計費の事情を配慮して、議員の期末手当に「調整加算」と称する「加算方式」を採用することはどうであろうか。

また、寒冷地では燃料費などがかさむことを考慮して、寒冷地の議員の期末手当に「寒冷地加算」と称する「加算方式」を採用することはどうであろうか。

あるいは、議員の著しく特殊な勤務を考慮して「特殊勤務加算」と称する「加算方式」を採用することはどうであろうか。

(5) 上記の「『調整加算』部分」、「『寒冷地加算』部分」、「『特殊勤務加算』部分」が地自法第204条の2の「給与その他の給付」であるにもかかわらず、「期末手当の加算方式による加算部分」とすることが許されるのであれば、上記(1)の地自法第204条の2の設置目的は達成されない。たとえ、人

事院が国家公務員の期末手当に「加算方式」を採用することを勧告したとしても、枚方市は地自法第 204 条の 2 の規定を無視することはできず、その議会の議員の期末手当に「加算方式」を採用することはできない。

(6) 上記 (5) の検討の結果、「『役職者加算』部分」即ち原告の言う「本件 20%加算部分」も地自法第 204 条の 2 の「給与その他の給付」に当たるとは明らかであり、「期末手当の加算方式による加算部分」とすることはできない。

よって、被告は、前期準備書面 1、(4) で、「『役職者加算制度』は『加算方式』を指すものである」と主張しているが、枚方市がその議会の議員の期末手当に「加算方式」を採用することは地自法第 204 条の 2 に違反している。

3 . 以上のことから、枚方市議会議員の期末手当における「20%加算部分」の支給は、原告の主張する「役職手当の加算」であっても、被告の主張する「加算方式による加算」であっても、いずれにしても法律に基づかない「給与その他の給付」であり、地自法第 204 条の 2 に違反する。

以上